



規
條
擬
見
大
意

3880



114
A 958



條約

首則

一大君の文字を一大國を統御する全權主宰
乃そ稱としやまは徳川氏の是を以て為し
旧稱を改め今を改め新し

帝國大日本

天正十一年四月
限侯爵邸寄贈

天皇大親利を泥重女王と云ふ事改外

第二條

一兩國公使等御本部内を旅行する時を前以
て互に告知し候事然し御一之云ふ事改外
一都府并諸州港場に於て外國人に接待する候
國官吏は位階中、外國官吏は位階中、或は比定

候事何れ友を外國の何れも相違する事候
取極見相見會時、御式文移仕後乃稱謂未
徳白平尚ふ事候事有き者お裁下候事

尚付支那國や、各外國やのるに取極見、位階の

比高たし通

支那國の

外國の

(大學生
各於蘭書)

(第一号使節即アムバサドル
第二号同 即インウイ及ミニスル
お蘭)

道臺者

領事官印 コレシテ

副領事官印 コレシテ 小紙あり

知府者

副領事官署副領事官印 コレシテ

コレシテ

翻印印 コレシテ 小紙あり

第三條 二則

一 前に載せし各港及び町あり内或る一箇の地は於て親利を況重臣民の居留を許しし一の云ふと改

同 四則

一 各港遊歩の程度を里程を付て定むるは又其直線を付て定むるは取極む方あり然るは特限界の内止宿候三日を以て限りとす一は其は限を過る時を前廣日本政府へ告おし其許を裁決する一の云ふをおかふ事なく

第五條 一則

一 双方におおむね協議するに依り「第一親和を以て
盟土或は其他の友人に就て、此理相かふる事、何
らば各國の長友或る盟土、皆明く公衛を以て
曲直辨別の上、公使の主裁を得て、之を友人を
交換し、日本日人前駐の事情有る時、日人

の取付い、且、日本政府の主裁を得、交換す
る」の云々を可なり

一 外國人民日本の婦女に對し、威嚇を以て、或は
威嚇を以て、えんともる者、但し暴行を以て、論を
至し、或は強姦に逼る、或は其の亡状に至らば、双方の
官目におおむね、犯すもの、犯すもの、その中の情理

戦紀一と罷重ふ怪いそ戦論のそをい日本
人外国の婦女小對一若同語のそはるそ又そ
ら同一のそをそあかひ

一外國人民日本街市店賣の諸事小食小販買ん
として言語不通と理各意錯會一聊の事と理
争端戦起と有り因て言語相通意思了解を

の外外國人民日本街市店賣乃お城買ひ賣ん
小者先中價を興へ然る後そお城取る一價を
おきひしてお城取る争端を起さば奪ふと似て
是戦論一事情相商の罰根と云ふは一日本
民外國人店賣乃果と買ふ事と又そや同語をそ
一のそをそあかひ

一 外國人民日本より貴の人行路の間に纏妨け未の
事ありはは方めて取押へし是は「彼」是は「此」
おのの罰責被かぶるゝ日本人民外國より貴の人
路の時前致の事ありはは者日本は「法取
り」
日本は「相為の罰責被かぶるゝ」尤双方官
司にて自権を以て出致し「は」の之。余は「

一 双方人民被害の事件を被害者としていふと
此被害者として防ぎ切らざるは「過」を「善」とかゝるゝ
せしもの及て害せらば「是」は「双方」を「以て」
情と罪を以て究明し「先害」の「後害」の「
罪」は「罪」の「者」に「罪」を「以て」
「罪」を「以て」
「罪」を「以て」

意ありて勢い過る遊小生書のもの書せら

ゆいあるに其罪輕き位い偏り——の云々の条は

一外國人民醜所ある——街市において其妨ふおとづく

日本官目其杖を押し其物の日中は其取らざる

國官吏相違——中官吏に任ふる並清取の者も公

を——尤其妨の輕きもあり相當の過料をよむ

る——第一兇器等と以て抵抗の振舞ひあり者ハ

は條内第五則の例と以てお置い——道路の解

倒する者のあきは其物のある者をも扶携し復る

おる返り若月路のふ般と以て——の云々の条

と云ふ

一外國人民騎馬を——通衢開市に入りて其後響

餘行を——若驅馳して行人と踴傷ひる者ハ
双方亦同ふおめて中傷の輕重を以て西門限の
多寡を以て——第一人命と傷害とを考へらば
命を以て是れ償ふる又其莫きの過料を以て
為——の云々の条を可か

第八條

一日本の賊民を在り諸國事ニ充て事妨げ可

然るに之を以て保存する所の者田や田拘らるは
中國官吏の味方の物有く拘喚する事と存す
若し時的主用或る並に存か——速に味方
を以て——の云々の可か

一和親の日本人政府の偵捕と進出んを以て外國
人の居所に入らむ事——向うは勿論之れ

一 外國人日本賦民を石使せしめお座敷の時々日本人若法人の
姓名年齢生國亦書面を以て運上せしめ所由を事第一相分り相
在りて是後日お石使外國人お對し監逃おの事お起りせ座敷を所知
せしめ日本政府おてお座敷事の云々の条をわかす

第九條

一 外國の宗旨と念一 陣市を店留の場お小營むる
障りか—としや—中教法と似て日本人民と勸
化する事嚴禁を以て是此禁破りて外國の

僧徒日本人と勸化し其宗法お修め—見或は性
の—おんや中企む時々中僧徒を誣し再渡と禁
し其法お修めいさる日本人と國律に違ひは是は死罪
におき—の云々の条をわかす

第十條

一 日本乃清貨幣外國の清貨幣と申す平均の

一、國
一、國
一、國

且袒庇を事かゝる日本政府所出の
一条を可か

第九條

一、國の宗旨と念一洋布を店留の場布と認むる
厚かゝる一と一や一に教法と認て日本人と勸
化を事嚴禁を理若此禁破りて外國の

僧徒日本人と勸化一を宗法不修か一見或は性
の悪ん中企む時其僧徒を誣し再改と禁
せしむる日本と國律に違ひは死罪
にあたり一の云々の条を可か

第十條

一、日本乃清貨幣外國の清貨幣とせしむる均の

出賃得ざるふに現今度貨幣の便を變
定しき所ある貨幣の取程一定をるときの間輸
出を運送せし是れ禁む尤外國の金銀の貨幣不
鑄をるとき鑄をるとき輸出降るか一のときふのふか

第十四條 三則

一軍用乃諸物日本領土の外へ賣り或は交換を

うらひ尤外國へ互の取引の手續の何れも
のときふて改め

第十四條 四則

一双方の國民品物と買賣をるときは總商障なく
且押方お付ては日本領土をふさむるは「又買賣
の約定も自政府と運上りたるはては中事をもふ事
か」

の意をわくべし

貿易税則

第一則内方五章

一 生果物に於て金銀を以ておわてたるは十五パーセントの送料
と日本税後所納の油を以ては是れに一割を付し
四字を加えて納む

曰 第六章

一 積荷の重量を量るに裁せしむるを陸揚せしむるに
おわてたるは二重に課上を日本税後所納せしむ

「若告書中」に載せし「品を陸揚せしむ」の語一掃
二十五年元寇の過料を免出する事一尤陸揚せ
しむの語を日本十二時親利太流五十二
四字日曜を除くの語に運上所
出出りしと料「少沽」の語を加へて然し

新税則

第五系

一日本之産物を運送し陸路水路備復のを免
法高貴しする事と通例「運送」の外に運送
の運上を納する事なり日本之内行きの地を外國
交易の品を納する事「各港」に「運送」する事
勝手とす「此處に日本人の三字を書入る

又者全則古度一以方了務也

第八條

一 日本人亦必に拘りて日本開港場「又者海外」に於て
旅行又者行商と送るる船名各種「帆船」蒸気船
も買入る事勝手たる也「」此等古條
に然る

一 日本人買入るる法如國船之蒸気船之一頓付

一 各報三箇以上前船名一頓付一各報を以て國に運送
定通「」其細則之日本之船や「」て船員籍に
書載す也「」此等よ買入るる三事に於て然る

第九條

一 日本使節の佛蘭西親利太次郎政府に送るる
實書「」云々等々候事情不分明存敢
愚考也「」本通子

第十條

一 外國人僱ひ置且日本人海軍にありし時を以て海軍に
政府の印章を附し「シ」は受
勿福也」と云ふ

運上目録

一 運上目録申 輸出に
細税に及ばず
細税に及ばず

一 輸出輸入品別帳直積の通をその税目せり
括別相違の品も少くも後税別出改定中相
違ふ印ハ時相協乃消長小拘り以輸出何れ輸
入何れと估價品物の章程を以て定むる方あり

細小

一 同手税ある由に「シ」申申 荷物に者しハ分税申
當用するも及ぶるあり

一 此税別にお載し又お載せざるもの由臨時

輸出入を禁ず。或る■税率を加減する事あり
る。尤其時其税率を日本政府の各國に
對するもの一系を加ふれば

一 以て税率中に載せたる税率外國の税率と比視
す。是れ其ものと累加税とを指す。

